

納付金の算定方法について（補足説明）

- 市町村ごとの国保事業費納付金の額は、納付金算定基礎額（県全体の医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの「被保険者数」と「所得総額」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することによって、決定される。按分方法のイメージは以下のとおり。

【前提】

	被保険者数(シェア)	所得総額(シェア)	医療費指数	$\alpha = 1$ の場合	$\alpha = 0.8$ の場合
A市	5 万人 (5/10)	40 億円 (40/80)	1.2 (平均以上)	1.2 (平均以上)	1.16 (平均以上)
B町	3 万人 (3/10)	30 億円 (30/80)	0.8 (平均以下)	0.8 (平均以下)	0.84 (平均以下)
C村	2 万人 (2/10)	10 億円 (10/80)	1 (平均)	1 (平均)	1 (平均)
県全体	10 万人	80 億円	—	—	—

【県全体の納付金総額(納付金算定基礎額)】

(納付金総額: 2,200 万円、所得係数 β : 1.2 とした場合)

被保険者数(応益割)で
按分する納付金総額
1,000 万円

+

所得総額(応能割)で
按分する納付金総額
1,200 万円

【① 被保険者数・所得総額に応じた按分】

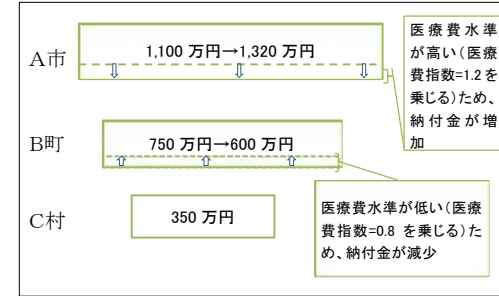
A市	5 万人 / 10 万人	500 万円	+	600 万円	40 億円 / 80 億円
B町	3 万人 / 10 万人	300 万円	+	450 万円	30 億円 / 80 億円
C村	2 万人 / 10 万人	200 万円	+	150 万円	10 億円 / 80 億円

【② 医療費指数の反映】

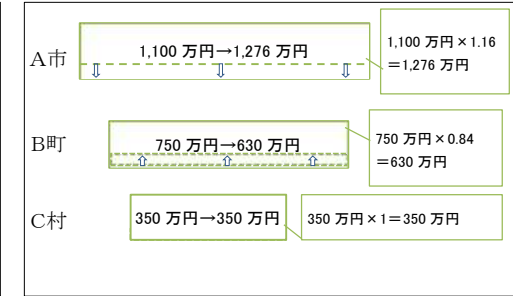
計算式 $\{1 + \alpha \cdot (\text{医療費指数} - 1)\}$

※厚生労働省「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」より抜粋

(反映係数 $\alpha = 1$ の場合)



(反映係数 $\alpha = 0.8$ の場合)



【③ 各市町村の納付金額の決定】

(反映係数 $\alpha = 1$ の場合)



(反映係数 $\alpha = 0.8$ の場合)



※最終的に全体の 2,200 万円となるように、調整係数(γ)を乗じる。